

亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井義之

亀山市条例第9号

亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年亀山市条例第137号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の種類及び基準) <u>第2条 水道事業等企業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される水道事業等企業職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の給与の種類及び基準</u> については、亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）又は亀山市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年亀	(給与の種類及び基準) 第2条 水道事業等企業職員の給与の種類及び基準については、亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の規定を準用する。

山市条例第44号)の適用を受ける職員の例による。

(会計年度任用職員の給与の種類及び基準)

第3条 会計年度任用職員の給与の種類

は、給料並びに通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当とする。

2 会計年度任用職員の給料の基準につ

いては、亀山市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年亀山市条例第11号。以下「会計年度任用職員報酬等条例」という。）第2条（第5項を除く。）及び別表の規定の例による。

3 会計年度任用職員の手当の基準につ

いては、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び特殊勤務手当にあっては会計年度任用職員報酬等条例第2条第5項の規定の例により、期末手当にあっては会計年度任用職員報酬等条例第4条の規定の例による。

[条を加える。]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(施行日の前日までの勤務について支給された会計年度任用職員又は単純労務職員として任用された水道事業等企業職員の給与の取扱い)

2 この条例の施行の日の前日までの勤務について支給された会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）又は単純労務職員（同法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職の職員をいう。）として任用された水道事業等企業職員の給与は、この条例による改正後の亀山市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の相当規定により支給された給与とみなす。